局の名称	担当区分	分担事務
東京入国管理局	審査管理担当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに同項第二十九号に掲げる事務（在留管理情報担当、就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）
	［略］	［略］
	就労審査第一担当	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務及び企業内転勤を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務
	［略］	［略］
	審判担当	前項第二十一号及び第二十五号に掲げる事務並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当、在留管理情報担当、就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）
	［略］	［略］
	情報管理担当	前項第二十七号に掲げる事務（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び同項第二十八号に掲げる事務
名古屋入国管理局	審査管理担当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十七号及び第二十八号に掲げる事務並びに同項第二十九号に掲げる事務（就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）
	［略］	［略］

局の名称	担当区分	分担事務
東京入国管理局	審査管理担当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号及び第十二号に掲げる事務並びに第二十九号に掲げる事務（在留管理情報担当、就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）
	［同上］	［同上］
	就労審査第一担当	高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤を目的とする外国人について、前項第一号、第六号、第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げる事務
	［同上］	［同上］
	審判担当	前項第二十一号及び第二十五号並びに同項第十号に掲げる事務（審査管理担当、在留管理情報担当、就労審査第一担当、就労審査第二担当、留学審査担当、研修・短期滞在審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び難民審判担当が分担する事務を除く。）
	［同上］	［同上］
	情報管理担当	前項第二十七号に掲げる事務（在留管理情報担当が分担する事務を除く。）及び第二十八号に掲げる事務
名古屋入国管理局	審査管理担当	前項第二号から第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十七号及び第二十八号に掲げる事務並びに第二十九号に掲げる事務（就労審査担当、留学・研修審査担当、永住審査担当、難民調査担当及び審判担当が分担する事務を除く。）
	［同上］	［同上］